



① 次の問いに答えなさい。

[1点×16=16点]

- (1) 信販会社が発行した、加盟店で買い物ができるカードを何というか。➡現金を使わないで買い物をするキャッシュレス決済が増えている。
- (2) 家計の支出のうち、食料費、住居費、光熱費など、生活に必要なものについての支出を何というか。
- (3) 家計の収入(所得)から消費支出と非消費支出を差し引いた残りは、何にあてられるか。➡預貯金や生命保険料など、将来の支出に備えるためのもの。
- (4) 消費者が、企業が出した情報をうのみにするのではなく、消費者自身の意思と判断で商品を購入することを何というか。
- (5) 商品のうち、交通機関や通信、観光、医療などのように、形のないものを何というか。➡形のある財と同じように、生産・消費される。
- (6) 家計の収入(所得)のうち、家賃や地代、預金や株式の利子(利息)・配当など、自分の財産を活用することによって得る収入を何というか。
- (7) 市場を通して、商品の価格が決定されるしくみの経済を何というか。➡生産や消費は、市場における商品の売り買いを通して行われる。
- (8) 商品が売り買いされる場を何というか。➡消費者が、商品を仲だちにして生産者や卸売業者と出会う場でもある。
- (9) 税金や社会保険料など、消費支出以外の家計の支出を何というか。➡社会保険料とは、厚生年金や国民年金、健康保険などの費用をいう。
- (10) 家計の収入(所得)のうち、会社や官庁などの勤め先から賃金や給料として受け取る収入を何というか。
- (11) 訪問販売や街頭での契約などについて、一定期間内であれば、相手方に通知することにより契約を解除できる制度を何というか。
- (12) 生産された商品が、人手を経て消費者に渡るまでの道すじを何というか。➡近年は、費用削減のために生産者から直接仕入れをするなど、「流通の合理化」が進んでいる。
- (13) 1995年に施行された、製品の欠陥により消費者が被害を受けた場合、製造した企業に被害の救済を義務づけた法律を何というか。
- (14) 2004年に施行された、消費者の権利尊重や消費者の自立支援のための国や地方公共団体、事業者の責務を明らかにした法律を何というか。
- (15) 流通を専門的に行う経済活動を何というか。➡問屋などの卸売業や、デパートやスーパーマーケット、一般の小売店などの小売業がある。
- (16) 家計の収入(所得)のうち、農家や商店、工場など、個人が事業を経営して得る収入を何というか。

クレジットカード

消費支出

貯蓄

消費者主権

サービス

財産収入〔財産所得〕

市場経済

市場

非消費支出

給与収入〔給与所得〕

クーリング・オフ

流通

製造物責任法〔PL法〕

消費者基本法

商業

事業収入〔事業所得〕